

懲戒処分等の公表

令和4年1月17日

令和4年1月17日付けで、職員の懲戒処分を行ったので、懲戒処分等の公表基準に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 被処分者 教育委員会 主査 (52歳・男性)

2 処分の内容 戒 告

3 処分年月日 令和4年1月17日

4 事案の概要

令和3年に付与された年次有給休暇の全てを消化した以降も、令和3年3月2日から令和3年12月31日までの間に、主に体調不良による私事欠勤が続き、合計7日7時間の欠勤が生じ、町職員の信用を失墜させることとなった。

このことは、地方公務員法第32条、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、第33条、信用失墜行為の禁止及び第35条、職務に専念する義務に抵触するため、懲戒処分とした。

【問い合わせ】

長泉町行政課 行政庶務チーム 加藤和則 電話番号 989-5500